

令和7年9月24日開会

令和7年9月24日閉会

令和7年川西町・三宅町式下中学校
組合議会第2回定例会会議録

川西町・三宅町式下中学校組合議会



令和7年川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	5
開会・開議の宣告	6
管理町長挨拶	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
認定第1号の上程、説明、採決	7
議案第5号の上程、説明、採決	11
議案第6号・第7号の上程、説明、採決	12
議案第8号の上程、説明、採決	13
承認第3号の上程、説明、採決	14
同意第5号の上程、説明、採決	15
同意第6号の上程、説明、採決	16
一般質問	17
管理町長挨拶	36
閉会の宣告	37
署名議員	38

川西町・三宅町式下中学校組合告示第2号

令和7年9月 川西町・三宅町式下中学校組合議会
第2回定例会を次のとおり招集する

令和7年8月18日

川西町・三宅町式下中学校組合
管理者 森田 浩 司

記

1. 招集日時 令和7年9月24日 水曜日
 午後2時30分 開 会

2. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和7年9月川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会
会期日程表

令和7年9月24日 水曜日

1日間

令和7年9月24日 水曜日

目次	開会日	曜日	開会時間	会議の種類
第1日目	9月24日	水曜日	午後2時30分	定例会開会

令和7年9月川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会

招集の日時 令和7年9月24日 水曜日 午後2時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

川西町議員

2番議員 齋藤麻由

4番議員 堀格

6番議員 安達憲太郎

8番議員 阪本学

三宅町議員

1番議員 川鱒実希子

3番議員 久保憲史

5番議員 森内哲也

7番議員 瀬角清司

欠席議員数(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

川西町

町長 小澤晃広

副町長 森田政美

教育長 橋本宗和

総務担当理事 杉中泰則

総務課長 西川直明

教育総務課長 高場慎太郎

会計管理者 石古篤

三宅町

町長 森田浩司

副町長 吉弘拓生

教育長 大泉志保

総務部長 森本典秀

教育委員会事務局長 出口正

会計管理者 田中修三

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

川西町議会事務局長 池原由香里

モニター室係 今中建志

三宅町議会事務局長 堀川佳則

モニター室係 村島有紀

本日の会議に付議した事件

議事日程(別紙のとおり)

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員 久 保 憲 史

5 番 議 員 森 内 哲 也

令和7年9月川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会

議 事 日 程

令和7年 9月24日 水曜日
午後 2時30分 開 会

開 会 宣 言

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(1) 会計監査報告
- 日程第 4 認定第1号 令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算認定について
- 日程第 5 議案第5号 令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第2回補正予算について
- 日程第 6 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第8号 財産の取得について（電子黒板）
- 日程第 9 承認第3号 令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第1回補正予算の専決処分の承認について
- 日程第10 同意第5号 川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第6号 川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命について
- 日程第12 一般質問

閉 会 宣 言

◎開会・開議の宣告

○議長（堀 格君） 皆さん、こんにちは。

ただ今より、令和7年川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会を開会いたします。

（午後2時30分）

◎管理町長挨拶

○議長（堀 格君） 開会に先立ちまして、森田管理町長より招集についての挨拶を受けることにします。

（森田管理町長挨拶）

○管理町長（森田浩司君） 議員の皆様、こんにちは。

本日ここに、令和7年9月川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多忙の中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

平素は、式下中学校教育の振興及び充実に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本中学校組合を構成いたします川西町におかれましては、先の町長選挙において、改めて小澤晃広町長がご当選されました。

これからも、小澤町長と、しっかりと力を合わせ、式下中学校教育の充実に取り組んで参る所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

では、本定例会でご審議願いますのは、決算認定1件、議案4件、承認1件、同意2件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何卒、慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堀 格君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。ただいまの出席議員は、8名で定足数に達しております。よって議会は成立しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の日程はお手元のに配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番久保憲史君、及び5番森内哲也君の2人を指名します

◎会期の決定

○議長（堀 格君） 日程第2 会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（堀 格君） 日程第3 諸般の報告に入ります。川鱒実希子監査委員より会計監査報告を求めます。

○監査委員（川鱒実希子君） 去る、8月5日、西田亜希子代表監査委員とともに、令和7年度定期監査を実施致しましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計の決算の予算執行状況並びに令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計の現金の出納保管、資金の運用等について、検査を行い関係書類及び各帳票類の提出を求め関係者の説明を受け厳正なる監査を行いました。地方自治法を始めとする関係法令に抵触するところもなく適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。令和7年9月24日、監査委員 川鱒実希子。

◎認定第1号の上程、説明、採決

○議長（堀 格君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 認定第1号 令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算認定について、より、日程第11 川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、すでに招集通知とともに配布しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 格君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第4、認定第1号 令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算認定についてを議題とし、管理町長であります森田町長より提出理由の説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号、令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算認定について、その概要をご説明いたします。令和6年度、歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。決算の概要は、歳入決算額、1億7千659万664円、歳出決算額、1億4千209万733円、歳入歳出差引額、3千449万931円となり、これを翌年度に繰り越しさせていただきます。なお、詳細については、後ほど会計管理者より説明を申し上げます。

以上をもちまして、令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算認定について、慎重審議賜りますようお願いし、説明を終わります。

○議長(堀 格君) 続いて、川西町石古会計管理者より説明を求めます。石古会計管理者。

○会計管理者(石古篤君) それでは、認定第1号、令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算についてご説明いたします。説明については、歳入歳出決算事項別明細書により説明いたします。6ページをお願いします。まず、最初に歳入決算額でございます。

第1款 分担金及び負担金は、予算現額1億5,256万4千円に対しまして、収入済額は1億5,104万9,250円で、内訳としましては、第1項分担金として、川西町分担金9,005万3,246円、三宅町分担金5,874万3,444円で、合計1億4,879万6,690円であります。第2項負担金として、日本スポーツ振興センター保護者負担金12万5,580円及び中学校教職員等給食費負担金212万6,980円で、合計225万2,560円であります。

第2款 国庫支出金は、予算現額41万4千円に対しまして、収入済額は22万6千円で、要保護児童生徒援助費補助金10万円、特別支援教育就学奨励費補助金12万6千円あります。

第3款 県支出金は、予算現額391万8千円に対しまして、収入済額は177万5千円で、7ページにうつりまして第1項県補助金として、学校・地域パートナーシップ事業補助金15万9千円、補習等のための指導員派遣事業補助金161万6千円あります。

第4款 財産収入は、予算現額1千円に対しまして、収入済額は減債基金利子の498円あります。

第5款 繰入金は、予算現額15万2千円に対しまして、収入済額は15万2千円で、減債基金取り崩しであります。

第6款 繰越金は、予算現額1,713万8千円に対しまして、収入済額1,713万8,529円で、前年度歳計剰余繰越金であります。

8ページにうつりまして、第7款 諸収入は、予算現額1千円に対しまして、収入済額は4万9,387円で、第1項預金利子2万9,584円、第2項雑入で日本スポーツ振興センター共済掛金返還金5,370円、雇用保険料被保険者負担分1万1,226円、公務災害負担金過納分3,207円であります。

第8款 組合債は、予算現額640万円に対しまして、収入済額は620万円で、緊急防災・減債事業債であります。

以上、歳入合計は、予算現額1億8,058万8千円に対しまして、調定額は1億7,659万664円、収入済額も同額の1億7,659万664円となり、収入未済額はありません。

次に、歳出決算額でございます。9ページをお願いします。

第1款 議会費は、予算現額72万6千円に対しまして、支出済額は54万5,599円で、内訳としましては、議員報酬49万4,999円、会議録作成に伴う印刷製本費5万600円であります。

第2款 総務費は、予算現額17万4千円に対しまして、支出済額は、8万3,102円で、主な内訳は、第1項総務管理費で、管理者交際費5万円、10ページにうつりまして第2項監査委員費の委員報酬3万2,000円であります。

第3款 教育費は、予算現額1億4,327万4千円に対しまして、支出済額は、1億2,285万6,336円で、内訳としましては、第1項教育総務費では、第1目教育委員会費で23万2,018円の支出となり、11ページの教育委員報酬及び教育支援委員会負担金であります。同項第2目事務局費は、1,244万5,107円の支出となっております。主なものとしましては、事務局職員の給料・手当等の人件費のほか、12ページにうつりまして需用費70万4,440円、委託料88万円、各種負担金130万9,894円などであります。第2項中学校費では、第1目学校管理費5,842万6,648円の支出で、主なものとしましては、第1節報酬から13ページの第4節共済費まで学校医報酬や事務職員等の人件費など合わせて、1,241万9,481円、第7節報償費では、各種講師謝礼や卒業記念品等370万7,741円、第8節旅費では、出張等により、2

2万5,839円、第10節需用費では、消耗品費、光熱水費等1,511万6,354円、第11節役務費では、通信運搬費や各種手数料等180万4,281円、第12節委託料では、各種管理業務委託費1,845万2,621円、14ページにうりまして第13節使用料及び賃借料では、パソコンやコピー機その他、機器装置のリース料239万8,375円、第15節原材料費では、運動場整備用の真砂土等7万9,200円、第17節備品購入費では、教科用及び部活動用備品など295万5,693円、15ページうりまして第18節負担金補助及び交付金では、職員の退職手当組合負担金その他、スポーツ共済掛金、各種大会参加費など126万7,063円になります。次に、第2目教育振興費は、507万4,318円の支出で、主なものとしましては、第7節報償費の講師謝礼10万9,160円、第19節扶助費の要保護・準要保護生徒への就学援助・就学奨励費483万1,458円であります。次に、第3目学校給食費は、4,667万8,245円の支出で、内訳としまして、第10節需用費で、給食材料費や光熱水費等2,162万1,565円、16ページにうりまして第11節役務費で、検査手数料20万6,800円、第12節委託料で、給食調理等業務委託費1,757万3,380円、第14節工事請負費で、給食室改修工事229万9,000円、第17節備品購入費で、給食厨房設備購入で497万7,500円になります。

第4款 公債費は、予算現額1,860万7千円に対しまして、支出済額は、1,860万5,696円で、長期債償還金元金及び利子等であります。

第5款 予備費ですが、予備費の充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億8,058万8千円に対しまして、支出済額は、1億4,209万733円となり、歳入歳出差引残額3,449万9,931円を、翌年度に繰り越し、決算を終了いたしました。

最後に18ページをお願いします。「財産に関する調書について」でございます。決算年度中におきまして、1.公有財産 土地及び建物については、いずれも増減はございませんでした。2.基金につきましては、減債基金15万2千円を取り崩しました。年度末残高は76万2,539円となっています。

以上が令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算の概要であります。何とぞ慎重ご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(堀 格君) ただ今、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 格君) 質疑がないようですので質疑は終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 格君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。日程第4、認定第1号 令和6年度川西町・三宅町式下中学校組合会計決算認定についてを採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(堀 格君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明、採決

○議長(堀 格君) 日程第5、議案第5号 令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第2回補正予算についてを議題とし、森田管理町長より提案理由の説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、議案第5号、令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第2回補正予算について、ご説明いたします。まず、歳入から説明します。8、9ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金では、企業版ふるさと納税の収入先として、式下中学校組合川西町分担金100万円の増額を行うものでございます。続いて、歳出予算を説明します。10、11ページをご覧ください。3款、教育費、2項、中学校費、2目、教育振興費では、探求学習プログラム事業費として、その他委託料100万円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、後ほどご説明します、第1回補正予算後の2億4千959万9千円に、歳入歳出それぞれ100万円を増額し、予算総額を2億5千59万9千円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

以上で、令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第2回補正予算について慎重審議賜りますようお願いし、説明を終わります。

○議長(堀 格君) ただ今、森田管理町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 格君） 質疑がないようですので質疑は終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。日程第5、議案第5号 令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第2回補正予算についてを採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手する者あり ）

○議長（堀 格君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第6号・第7号の上程、説明、採決

○議長（堀 格君） 日程第6、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、日程第7、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての関連議案2件を一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 異議なしと認め、一括上程いたします。森田管理町長より、提案理由の説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、本議会に提出しました条例の一部改正2件について、ご説明いたします。

議案第6号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年8月人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するものであり、仕事と育児の両立支援制度の利用に関して意向確認を義務付けするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、こちらも、令和6年8月人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するものであり、育児時間の取得パターンの多様化に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、条例の一部改正2件について、慎重審議賜りますようお願いし、説明を終わります。

○議長（堀 格君） ただ今、森田管理町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 質疑がないようですので質疑は終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。日程第6、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手する者あり ）

○議長（堀 格君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（堀 格君） お諮りいたします。日程第7、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手する者あり ）

○議長（堀 格君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明、採決

○議長（堀 格君） 日程第8、議案第8号 財産の取得について（電子黒板）を議題とし、森田管理町長より提案理由の説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第8号、財産の取得について（電子黒板）の、ご説明いたします。

本議案は、式下中学校に設置する電子黒板を調達するに伴い、財産を取得することとなるため、地方自治法第96条第1項第8号並びに、議会の付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により議会の議決を求めるものでございます。取得する財産は、電子黒板等13台、契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札、契約金額は、866万5千800円、契約の相手方は、キステム株式会社、奈良本社、事業統括取締役、井門英也。

以上で、財産の取得について、慎重審議賜りますようお願いし、説明を終わります。

○議長（堀 格君） ただ今、森田管理町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 質疑がないようですので質疑は終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。日程第8、議案第8号 財産の取得について（電子黒板）を採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手する者あり ）

○議長（堀 格君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、採決

○議長（堀 格君） 日程第9、承認第3号 令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第1回補正予算についてを議題とし、森田管理町長より提案理由の説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、承認第3号、令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第1回補正予算の専決処分の承認について、ご説明いたします。

本補正予算は、式下中学校において、早急に防犯カメラを設置するため、緊急に予算措置を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年9月4日付けにて専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算書をご覧ください。歳入から説明します。8、9ページをご覧ください。6款、繰越金では、前年度の歳計剰余金を繰越金として3千439万9千円の増額を行うものでございます。続いて、歳出予算を説明します。10、11ページをご覧ください。3款、教育費、2項、中学校費、1目、学校管理費では、防犯カメラを設置する費用として、その他委託料176万円の増額を行うものでございます。5款、予備費では、補正予算の財源調整として、3千263万9千円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、当初予算総額2億1千520万円に、歳入歳出そ

れぞれ3千439万9千円を増額し、予算総額を2億4千959万9千円とする補正予算の提出を行うものでございます。

以上で、令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第1回補正予算の専決処分の承認について慎重審議賜りますようお願いし、説明を終わります。

○議長（堀 格君） ただ今、森田管理町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 質疑がないようですので質疑は終結し、これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。日程第9、承認第3号 令和7年度川西町・三宅町式下中学校組合会計第1回補正予算についてを採決します。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手する者あり ）

○議長（堀 格君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、採決

○議長（堀 格君） 日程第10、同意第5号 川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田管理町長より説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長（森田浩司君） 同意第5号、川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命については、委員1名の任期が令和7年9月30日をもって任期満了となり、新たに委員を任命する必要があることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

任命する者は、福島哲也氏、新任でございます。経歴等につきましては、お手元に配布しておりますとおりでございます。

ご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 格君） ただ今、森田管理町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決に入りますが、ご異議ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 異議なしと認め、採決いたします。この採決は、挙手により行います。同意第5号について、福島哲也氏の任命に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手する者あり ）

○議長（堀 格君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決定しました。

ただいま、任命いただきました、川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の福島哲也様が議場におられますので、ご挨拶を受けることにいたします。福島様、どうぞ議場にお入りください。

○教育委員会委員（福島哲也様） ただいまご紹介にあずかりました福島哲也と申します。

この度、川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命にご同意いただきまして、ありがとうございます。備力ながら、これまでの経験を活かし、また、経験にとらわれることなく、創造力を持って尽力いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀 格君） 福島様、ありがとうございます。ご退場ください。

◎同意第6号の上程、説明、採決

○議長（堀 格君） 日程第11、同意第6号 川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命についてを議題とし、森田管理町長より説明を求めます。森田管理町長。

○管理町長（森田浩司君） 同意第6号、川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会委員の任命については、委員1名の任期が令和7年9月30日をもって任期満了となり、新たに委員を任命する必要があることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

任命する者は、瀬川幸子氏、再任でございます。経歴等につきましては、お手元に配布しておりますとおりでございます。

ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀 格君） ただ今、森田管理町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 格君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決に入りますが、ご異議ご

ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(堀 格君) 異議なしと認め、採決いたします。この採決は、挙手により行います。
同意第6号について、瀬川幸子氏の任命に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

- 議長(堀 格君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎一般質問

- 議長(堀 格君) 日程第12、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました通告順に、議員の発言を許します。6番、安達憲太郎議員。

- 6番議員(安達憲太郎君) 地域部活動への移行について、現状の進捗状況と今後の対応についてお伺いします。文科省は、令和7年度までに地域移行の完了を目指す方針を示していますが、式下中学校としての達成見込みはどうなっていますか。行政として、具体的な数値目標やロードマップを策定する考えはありますか。

体育館設備の改修について、現在、体育館の雨漏り、照明の暗さ、トイレの悪臭が報告されており、生徒の健康、安全、教育活動に影響を及ぼしています。これらは、文部科学省が定める学校環境衛生基準にも抵触している可能性があり、早急な対応が求められます。また近年、学校体育館への空調設備導入が推進されていますが式下中学校は未導入であります。そこで、各項目についての対応をお伺いします。

体育館の雨漏りに関して、学校環境衛生基準では、教室等の屋根、壁及び床は、漏水、ひび割れ、その他の損傷がないこととされています。現在、式下中学校の体育館で発生している雨漏りの状況は、どの程度調査されていますか。滑りによる転倒事故の危険性も懸念されますが、安全点検、応急措置の実施状況と今後の修繕予定はどうなっていますか。

体育館の照明の暗さについて、同基準では、教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300ルクスとするとされています。しかし、先日、現行照度を測定すると41から137ルクスという結果でした。著しく下限値を下回っており、体育の授業や部活動時における視認性不足による事故等が懸念されることから、早急な対応が必要と考えますが、LED照明等への改善は検討されていますか。

トイレの悪臭、衛生状態について、同基準では、排水設備の異常、臭気、換気不良がないこと、便所の臭気対策としての十分な換気及び洗浄が求められています。式下中学校のトイ

レにおける換気設備の状況と悪臭の原因調査は行われましたか。特に、女子トイレや生徒が長時間滞在するエリア周辺について、改善の計画はありますか。

空調設備の導入について、近年の猛暑、酷暑により、体育館内の温熱環境が極めて厳しい状況となっています。特に夏季は熱中症の危険、冬季は体調不良を招くリスクがあり、生徒の教育活動や地域利用に支障をきたしています。同基準でも、温度は概ね17から28度を基準とするとされており、体育館環境はこの基準を満たしていないと考えられます。熱中症発生病数や生徒、保護者、教員からの声はどのように認識されていますか。授業や部活動時における温熱環境改善の必要性を、教育委員会としてどのように評価していますか。学校環境衛生基準を満たすための取り組みはありますか。災害時の避難所指定施設であることを踏まえ、空調設備導入に活用できる国の防災、減災対策等の交付金制度についての調査、検討はされていますか。

体育館は、子どもたちにとって日常的な学びと活動の場であり、教育の質を確保するうえで、安全、安心な環境は不可欠です。文部科学省の基準に沿った対応を、早期に検討、実現されるよう強く要望します。

○教育長（大泉志保君） 安達議員の一般質問にお答えします。初めに、中学校部活動の地域展開について、安達議員の質問に回答いたします。

まず、ご質問の、文科省は令和7年度までに地域移行の完了をめざす方針を示しているということについてですが、令和8年4月より土日の部活動を中止するというのは、奈良県独自の決定によるものです。国の有識者会議において、令和13年度までの6年間を改革実行期間として平日を含めて完全な地域展開を目指すことを提言していることをうけ、奈良県が令和6年3月に奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引きを作成し、県独自に令和8年度より休日の教員の指導による部活動を中止すると決定しました。奈良県の決定にしたがい、式下中学校においても令和13年度末までは平日のみの部活動を継続させ、川西町及び三宅町の地域クラブと連携した持続可能な体制で子どもたちのスポーツ・文化芸術活動が継続できるよう検討を進めているところでございます。奈良県では来年度から休日の教員の指導による部活動は公式戦やコンサートなどの公式行事以外はなくなります。地域クラブへ移行した場合は、学校とは切り離れた、クラブチームの活動が休日も行われます。様々なスポーツや芸術活動を地域のクラブが担っていきこうというものです。それが地域展開です。そのクラブに学校の先生が兼職兼業でおつとめになるということも起こりえます。来年度以降、中学校の部活動として休日に大会運営や生徒引率が必要な場合は、校長が先生方に対し休日

出勤の命令を出すこととなります。出勤扱いとなった先生方には代休が保証されます。式下中学校の部活動の地域展開につきましては、川西町・三宅町式下中学校組合において対応が進められております。

組合においては、式下中学校の学校長及び地域コーディネーター、川西小学校・三宅小学校及び式下中学校のPTA代表、川西町及び三宅町の総合型地域スポーツクラブの代表者、川西町及び三宅町の教育委員会事務局で構成される式下中学校区地域クラブ活動推進協議会を設置し、検討を進めております。両町の総合型地域スポーツクラブが、現在の中学校の存在する部活動のすべての種目について受け皿となっていたのは非常に難しい状況であり、来年度以降、継続していく中学校の部活動の種目も絞っていく必要があります。式下中学校においても令和8年度から休日の部活動は、公式戦のみの実施とし、それ以外の活動は中止を予定しております。また、平日の部活動についても、令和8年度より教職員の就業時間である16時45分までに短縮することを予定しております。16時45分以降の活動については、外部指導者がついていれば活動を続けることができるのかどうかについても、県内の状況を見ながら検討が必要です。

組合における令和7年度中の取り組みにつきましては、9月中に小学4年生から中学2年生までの子どもたちとその保護者に対して、組合における部活動改革の方向性を説明し、スポーツ、文化芸術活動に関するアンケートを実施します。また、令和13年度末まではこのような形で部活動を継続させ、三宅町及び川西町の地域クラブと連携した持続可能な体制で子どもたちスポーツ・文化芸術活動が継続できるよう検討を進めております。引き続き式下中学校区地域クラブ活動推進協議会において協議を行いながら、総合型地域スポーツクラブにおいて指導者が確保できた場合、外部指導者の確保ができた場合には、令和13年度末までに順次学校部活動を地域クラブへ移行していく予定です。確保ができない部活動は完全廃止となる予定です。

いずれにいたしましても、奈良県全体を見渡しても地域間格差が激しく課題は山積です。私と橋本教育長が所属する町村教育長会におきましても情報交換や議論が行われ、奈良県教育委員会に対しても移行までの道筋を明確に示して欲しいと繰り返し要望をしているところです。

続きまして、「体育館設備の改修について」のご質問にお答えします。式下中学校の、とくに体育館の老朽化は、生徒の安全面から、早急に対応すべき問題だと考えます。2年ごと管理町が変わるごとに、どんどん悪くなっている状況をお互いに引き継いでまいりました。

そしてその都度、小規模な改修はすすめてまいりましたが、学習環境の完全な改善には至らず、2年ごとに管理町が変わるという変則的な学校運営の中、抜本的な改修にとりかかるということを両町で先送りにしてきたという事実があります。雨漏りの補修については小規模な修繕では完全には修復できない状態です。LED照明に変えることやトイレの改修も検討が必要であると思っております。

そのため、今年度中に、式下中学校組合総合教育会議、両町教育委員会議で早急に議論を行い、昨年度に作成した設計図書をベースに、新たに空調設備の設置を追加した詳細設計を早急に予算化してまいりたいと考えております。また、それに伴い体育館の改修及び空調設備の設置について、有益な交付金等を調査・検討して参りたいと思います。以上で回答を終わります。

○6番議員（安達憲太郎君） ご回答ありがとうございます。まず、地域部活の方なんですけども、県が8年から国が13年からと言っていることがばらばらで、どこに向かっていけばいいのかわからない状況ではあると思うんですが、式下中学校区地域クラブ活動推進協議会をやっているとは聞いているんですけども、そこに所属する知り合いがいるのですが、その方の話を聞いても、結局やっても何も決まってないというのを聞くんです。ここで決まらなかつたというのはあるんですけど、生徒たちが今後部活に入っていくことを選択していく中で、どうなっていくのかというのが不安になると思うんですけども、その辺もアナウンス等をして、お答えいただいた内容を親御さんたちに周知していくのがまず一つ聞きたいのと、今後、奈良県が8年からと言っているのも、そこに向かって進んでいっているのかをお聞きしたいんですけども。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。まず、保護者への周知につきましては、9月中旬に完全にチラシをまきまして学校長からも説明を説明をしていただいております。私の方も、是非とも子どもたちに話をしたいと校長に申し上げておりますので、子どもたちにも向かってアナウンスをしたいと考えております。あと、令和8年度からの移行につきましては、先ほども申し上げましたが、令和13年度から国の方は日本全国で部活動を廃止するという説明になっています。そのアナウンスは国からいただいておりますので、それまでに各都道府県、各自治体で自分たちでできるように決めていきなさいということではございますので、例えば、神戸市ではもう令和7年度から部活動は完全に廃止するとやっております。奈良県の方は令和8年度から、土日、休日の部活動を廃止するとなっておりますので、我々もそれに従ってこの推進協議会で、できる限りのことをやっというところで、現在土

日は中止、そして4時45分からの部活動についてはただ今検討中という、そういう状況で
ございます。

○6番議員（安達憲太郎君） 県の意向をこれから聞いていくということで、こっちではあまり
何もできないという状態は続くと思うんですけども、いずれにしても生徒たちには負担の
無いようにはしていただきたいと思います。

次に、体育館設備の方なんですけども、2年ごとに管理町が替わるので先送りにしてきた
というのは、2年ごとに変わるというのは長年やっていることで、それはちょっと言い訳に
ならないと思うんです。あと、今年度中に詳細設計を予算化していただけることなんですけ
ども、確認したんですが、今年度の予算を決めるときに川西町からはLED、トイレ、雨漏
り等についての予算を協議したんですが、三宅町の方で却下されたと聞いたんですけど、そ
れはなぜなんでしょうか。

○教育長（大泉志保君） 先ほども申し上げましたが、川西町が管理町の2年の間に設計図書
は作っていただきました。それをいただいたのが三宅町の新年度予算を決めた直後のことで
ございましたので、三宅町ではその協議を一緒にできなかったということが事実でございま
す。先ほども申し上げましたが、2年に1回が管理町でございまして、例えば大規模改修につ
いては2年どころかそれ以上のロードマップが必要なので、お恥ずかしいことではございま
すが、2年間の管理町の間にはそれぞれの管理町がそれぞれ小規模改修はやってきた、その
事実はございますが、3年以上かかる、4年以上かかる、ものすごい時間がかかる、例えば
式下中学校の全体の建替えのロードマップについては作って来れてなかったのは事実でござ
います。そこについては我々大きな反省をしておりますので、この秋からは先ほど申し上げ
た総合教育会議や組合の教育委員会議で、きちっとした2年以上かかるロードマップが必要
ではないかと議論をしているところでございます。

○6番議員（安達憲太郎君） 今の回答ですと、2年ごとにホスト町が替わるというのは、や
り方が間違っているというように聞こえてたんですけども、その辺のやり方というのはちゃ
んと考えてもらわないと、生徒たちにとって、今の状態では今年度中の予算で設計して、出
来上がるのもちょっと時間がかかってしまうので、雨漏りしているけどもそこで体育をしろ
と言っているのと同じなんですよ。けがをしても知らんよと、それは困るので、ほんまに早
急に、早めにできるように尽力していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（堀 格君） 安達憲太郎議員の一般質問を終わります。2番、齋藤麻由議員。

○2番議員（齋藤麻由君） 自由進度学習の進捗と両町の今後の教育方針について、令和3年

の中央教育審議会で個別最適な学びと協働的な学びの実現が重視され、その一つの方法として、自由進度学習が注目されています。自由進度学習は、生徒が自分のペースで課題に取り組み、計画的に学びを進めるやり方、ICT機器やデジタル教材の活用とも非常に親和性が高い学習方法といえます。国においては、GIGAスクール構想により、全国の小中学校で一人1台端末環境が整備され、オンライン教材を用いた個別最適学習の基盤が整いつつある中、全国各地で自由進度学習を部分的に取り入れる学校が増えており、式下中学校においても、既に取り組みがなされていると聞いております。しかし、現在中学校の保護者や生徒から不安の声も聞いております。また、自己管理能力がまだ十分でない低学年への支援や、学習進捗格差、教員側の負担など課題があると思います。組合立としてこうしたメリットと課題の双方を踏まえた今後の方針が求められるのではないのでしょうか。そこでお伺いします。

自由進度学習の取り組みは現在どのように行われているのか、ICTやデジタル教材を活用した個別最適学習の実施状況も併せてお答えください。また、教育委員会として中学校の教育施策の中でどのように位置づけているのか、教育効果や課題について、現時点での認識をお答えください。そして、今後の方針と支援策について、教育研修や教材設備、学力評価や進捗管理の方法をどのように整備していくお考えかお聞かせください。

今後の式下中学校の在り方について、ちょうど一年前の一般質問でもお伺いいたしました。一年前の時点では、何も検討会議や具体的な内容は決まっていなかったと回答いただいていたかと思えます。あれから一年が経ち、両町にとってこの課題とどう向き合い始めたのでしょうか。これからの両町にとっての式下中学校について、検討会議はどうなったのか、建て替えについては進んでいるのかなど、この一年でどのような協議が行われ、具体的な今後のスケジュールとして、いつまでにどのような検討体制で方向性を整備していくのかお聞かせください。また、建て替えのタイミングでの義務教育学校のお考え、そして組合立という学校の運営の仕方についてもどう考えているのかこちらについてもお聞かせください。

○教育長（大泉志保君） 齋藤議員の一般質問にお答えします。式下中学校の教育の方向性についてのご質問をいただきまことにありがとうございます。自由進度学習に関する式下中学校の現状についてご回答申し上げます。

それぞれの子どもたちが單元ごとの学習目標を達成するために、これまでの日本の学校教育では、すべての子どもたちを前に向かせ、教師が黒板とチョークを使って知識を伝達する形で授業をおこなわれるというのが当たり前でした。しかしながら、VUCAの時代と言われる予測不能で混沌とした未来へ巣立っていく子どもたちにとって、学校教育で必要となってく

るのは、知識詰め込み型の教育ではなく、主体的に物事を考え、それぞれが自分に適した学びの方法を選び、自ら問いを立て、世の中を切り拓いていく力です。それを想定して、大学入試も大きく変わってきましたし、社会人としての人材雇用のあり方もずいぶん様変わりしてきていることは議員各位におかれましてもお感じになっておられることと推察いたします。

そのような社会状況をふまえて生まれたのが、個別最適な学びと協働的な学びという考え方です。單元ごとの学習目標を達成するために、ひたすら教師が知識を注入するのではなく、それぞれの子どもたちが、先生から教えてもらう、友だちと協力して調べる、自分一人で考える、ICTを活用する、こういったことを自分で決めて目標に到達するという学習の進め方が自由進度学習であり、その中で個別最適な学び、協働的な学びが行われることになるということです。現在式下中学校でも導入しているAIドリルの使用がそのまま個別最適な学びと呼べるものではありません。個別最適な学びの一助を担うものとして、AIドリルは有効であり、式下中学校では、ICT環境の整備、デジタル教材の活用の準備はじゅうぶん整っていると申し上げることはできますが、現在の式下中学校の状況としては、個別最適な学び、協働的な学びがすすんでいるとは言えません。自由進度学習を取り入れて授業をすすめていらっしゃるのもごく一部の先生方です。

教育委員会としては自由進度学習の本当の意味を先生方がじゅうぶん理解されたうえで実践していただくことが大事であり、それによって子どもたちの学習効果はあがってくるものと期待しております。そのため、自由進度学習を始めておられるA教諭に奈良県内の教員同士による自由進度学習の勉強会を紹介し、そこに定期的に参加していただき、学んだことを校内に広めていただくことを期待しております。また、自由進度学習に関する同じ書籍数冊を購入し、全教職員に読んでいただき、その後その著者を講師に招いて校内研修をしていただく計画です。数名の先生方が実践を始めている自由進度学習ですが、学習効果は確実に向上していると報告を受けております。そういった授業では、机につっぷして居眠りをしているという子どもがまったくいないというのも特徴的です。ただ、單元内のある時間だけを切り取ると、教室の中では子どもたちが自由に立ち歩いたり、友だちと話し合ったりする場面が多いので、単なる自習のように見えたり、子どもたちの中にも「先生がただ見ているだけで何も教えてくれない」という誤解も生まれやすく、子どもたちや保護者から不安の声があがりやすいのは確かです。現在はまだその状況とも言えます。こういった課題を克服するためには、授業者が子どもたちと学習の意図をじゅうぶんに話し込むこと、学習の効果があがることしかないと考えます。教育委員会といたしましてもそのサポートをしてまいりたいと

考えております。

続きまして、今後の式下中学校の在り方についてのご質問にお答えします。昨年9月26日に行われた式下中学校組合議会において、式下中学校の義務教育学校化についてのご質問をいただきました。その後、この課題とどう向き合ってきたかというご質問ですが、式下中学校を義務教育学校化するかどうかということについて、この一年間、教育長同士では両町の教育の未来については何度も情報交換や意見交換はおこなっており、その中で義務教育学校のこと何回か話題にはしてまいりましたが、公式な会議としては両町でそのような検討会議はおこなっておりません。昭和24年から続けられてきた、両町に町立小学校が1つずつあり、両町組合立の中学校が1つあるというこの形を変更すべきかどうか、その必要性は現段階では明確ではありません。ただ、組合といたしましては、式下中学校の老朽化という問題については、学校運営の事務を両町で交代で行ってきたという性質上、式下中学校創立以来のこの大きな問題を先送りにしてきたことを反省しなければならないことはたしかです。

この組合議会をはじめ、組合教育委員会議、組合総合教育会議において、今年度より式下中学校の建て替えをどのようにすすめていくか、そのスケジュールを議題にしていくことが、いよいよ必要になってきたと考えます。式下中学校の建て替えについての方向性を決めていく中で、議員がお述べのとおり、それに付随して、今後は義務教育学校化というのも1つの案として検討する必要があるのは当然であると考えております。折しも並行して、三宅小学校も老朽化が課題となっておりますので、三宅町では小学校建て替えの検討の段階でも三宅小の義務教育学校化も1つの案となることが考えられます。そうすると、組合立という学校運営の方法についての問い直しも必要になってきます。

いずれにせよ、まずは式下中学校の老朽化の問題について、できるだけ早く両町で議題としていきたいと考えております。今後のスケジュールについても今年度中に両町で検討していきたいと考えております。

○2番議員（齋藤麻由君） ご回答ありがとうございました。まず1つ目の自由進度学習についてなんですけども、先日保護者の参観があり、その取り組みをされていると聞きまして私も少し様子を見に行かせていただいたんですけども、やはり保護者の声といたしましては子どもがこの事業に対してまだまだ理解ができていないんじゃないか、得意な子は良いけれどフォローが必要な生徒にとってはモチベーションが上がっていかないんじゃないか、子どもの話を聞くと親も心配になるとやはり多数聞きました。ので、こちらの方もきちんと子どもたちの声を、先ほどもおっしゃっておられましたけどもしっかり受け止めていただいて、また

現場の方にもお話を聞きますと、学校から保護者への新しい取り組みについて具体的な周知はできていなかったと。これに対して学校への電話対応が増えていたのも事実だったという声もありましたし、また先生側も対応できる先生と、すぐには難しいという先生もいますし、今までどおりのやり方を推進していきたいという先生もいてるという中で、先生方への理解というのもまだまだ統一されていないのかという印象を受けました。5年後にはさらに学びへの指導計画が変わろうとしていますので、この状態のままだと大丈夫なのかと。式下中学校としての教育方針は大丈夫なのかという不安が起きて仕方がない、不思議ではないかという印象も受けています。現場の声と、保護者や生徒に対しての現在の取り組みに関するアンケート等は何か考えておられますでしょうか。

○教育長（大泉志保君） 学校長とその辺のところは相談中でございます。

○2番議員（齋藤麻由君） 相談中ということは、今後そのようなことも取り入れて実際の声というものを拾い上げるような形を考えられているということでよろしいでしょうか。

○教育長（大泉志保君） 子どもたちの声は本当に大事にしたいと思いますので、アンケートや直接私もお話を伺いたいということで子どもの声を反映していきたいと考えております。

○2番議員（齋藤麻由君） この自由進度学習というのはすごく良い取り組みであると思っておりますけども、一方、間違えてしまうと放任というような捉え方をしてしまうというやり方でもあると思っています。なので、先ほど研修も入れていくとおっしゃっておられましたけれども、授業の進め方が大きく変わる中でその分教員に対しての負担やスキル問題も課題として残ってくると思いますし、現在このあたりの認識については教育委員会としても学校としてもどのくらいお持ちなのでしょうか。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおり、私も学校の先生、式下中学校の全員の先生がすぐに自由進度学習に取り組んでくださいという指示を教育委員会とするつもりはございません。まずそれぞれの先生方が十分に理解していただいた上で、やっていくべきであるという考えの先生から進めていかれたらいいのかと思っています。実際のところ進められた先生が、子どもたちの学習状況が良くなったりということになって、徐々に学校全体にこのやり方はいいなということで広がっていくことを私は好ましいと思っていますので、そのような形で教育委員会としてはサポートしていきたいと考えています。ですから、実際の例は実際に見ていただいて、やはり先ほど申し上げたように本を購入させていただいたのは始めておりますので、学校の中でみんなで勉強していただいて、これはいいなと思った先生から初めていただいたらと私たちは推奨しております。

○2番議員（齋藤麻由君） 実際、今も保護者の不安というのは一番大きいと思いますので、そして、学校から具体的な周知がなかったという入り方だったと思うので、その分やっぱり保護者の方も子どもたちからしか情報は得られないので、子どもたちが理解してなければその情報がそのまま保護者に伝わってしまいますので、やっぱりその分保護者の不安は高まってしまう、どうしても学校として教育方針として良いことをこれから取り組もうとしているところに、そういう保護者の声が上がってしまうと学校側としてもやりづらさだったりとか、教員の方たちのその分負担がかかってきますので、そのあたりをきちんと両町の教育委員会としてもしっかりサポートしていただきたいと思っています。

次に、今後の式下中学校の在り方についてなんですけども、式下中学校は組合立として管理町は2年交替で三宅町と川西町で順番になっていると思うんですけども、これから協議を行うに当たって、1つの中学校を2町としてどうしていくかになりますので、保護者への周知や理解、町内全体への周知や理解が不可欠になりますので、このあたりは管理の年関係なしにしっかり両町で考えをまとめていただいて検討していただきたいと思っています。現代、少子化や多様性といわれることから、この20年でも全国で7,600もの小中学校が廃校だったりとか統合だったりとか、何かしらの形に変わって来ている時代でもありますので、ただ、廃校だったり統合だったりされた自治体は、やっぱり保護者や地域の理解がなかなか得られない、得るのが難しいというような課題が残されている自治体もたくさんありますので、そういった事例も参考にさせていただきながら、今後川西町と三宅町で式下中学校の在り方をしっかり両町で足並みを揃えていただきたいと思っています。各町の教育方針で、ここは譲れないという部分もあるでしょうし、ただ両町として統一すべき教育方針というのはしっかり協議していただきたいと思います。両町に1つしかない中学校でもありますので、同じ中学校に通うというのに、三宅の子、川西の子と差別化されてしまうことが無いように、同じことが行わるように、そこも両町で足並みを揃えて協議を行っていただきたいと思っています。今後のスケジュールについて、今年度中に両町で検討していくという回答があったと思うんですけども、スケジュールに関してゴールは何年と決めて始める形でしょうか。

○教育長（大泉志保君） まず、式下中学校の老朽化がどのくらい進んでいるのか、実際建替えが本当にいつ必要なのかというその調査から必要かなと思っておりまして、おそらくそれがゴールになるかと思っております。それに向けて間に合うようにロードマップを作るというところから、今年度からスタートさせていきたいと思っています。

○2番議員（齋藤麻由君） 2年に1回管理町は替わりますけども、そのあたりもきちんと踏

まえたうえでのスケジュールはきちんと立てていただけるのでしょうか。

○教育長（大泉志保君） そのつもりでございます。そのために、両町の総合教育会議や教育委員会議できちんと決めていきたいなと思っております。

○2番議員（齋藤麻由君） 何度も申し上げましたが、やっぱり組合立というのは、今では珍しい数少ない形での学校となりますけども、その中で2町が2年に1回交替して管理が替わるというところもなかなか少ないので、それが原因でなかなか進まなかったり進めなかったりしてしまうと、それをダイレクトに来るのは保護者であったりそこに通う生徒たちだと思いますので、そのあたりをきっちり考えて両町でしっかり今後協議していただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀 格君） 齋藤麻由議員の一般質問を終わります。5番、森内哲也議員。

○5番議員（森内哲也君） 中学校のクラブ移行について、令和6年9月および令和7年3月に行われた式下中学校議会において安達憲太郎議員の一般質問でもありました学校のクラブ移行の話です。当時の回答は、なんらかの会議を開催し検討してゆく、課題については協議会を中心に関係機関と連携しながら解決してゆくというものでした。その後の検討の進捗状況と目前の令和8年に迫る対応をお知らせください。

式下中学校組合の運営体制、事務局が二年ごとに交代する仕組みについて、まず、問題意識として次の点があります。式下中学校組合の事務局は二年ごとに交代するため、業務を継続的に進めにくい状況があります。短期で終わる案件は対応できても、長期的な課題は後回しになりがちで、知識や経験の蓄積も難しいのではないのでしょうか。これは、変えるべき場面に限らず、組合立という仕組みに起因する問題でもあります。すなわち、一つの学校を二町で運営するため、考え方の違いから共通の方向性を見出しにくいのです。

実際に、同じ式下中学校の生徒でありながら、居住町、三宅町、川西町によって給食費が異なった時期がありました。これは、事務局交代制のもとで共同経営という建前がありながら、実際には十分な連携が取れていなかった証拠といえるでしょう。

また、近年の一般質問、令和6年9月の安達議員の質問では、部活動地域移行について、課題は山積しているが協議会で検討していくと答弁されました。翌令和7年3月でも同様に、同じメンバーで会議を開いた、夏ごろまでに方向性を示すという段階にとどまっています。このように毎年課題の洗い出しで止まり、前進が見えにくいのは、事務局交代制の影響ではないのでしょうか。

また、令和6年9月の齋藤議員の質問では、校舎の老朽化や小中一貫校の導入の可能性が

問われました。しかし答弁は、建替えは中期的課題、研究・勉強を進めるといった内容で、具体的な検討には至っていません。こうした将来に関わる大きな判断が先送りされるのも、管理体制が交代制のもとで長期的なビジョンを描きにくいことが要因の一つではないでしょうか。

さらに、令和7年3月の渡辺議員の質問では、教員の働き方改革や不登校支援について答弁がありました。そこでも現場努力や地域の力を強調されましたが、制度的改善には踏み込んでいません。これは、腰を据えて制度改革に向き合いにくい体制的限界の表れとも考えられます。

以上を踏まえて、次の点をお伺いします。二年ごとに事務局が交代する体制のもとで、部活動地域移行、校舎建替え、小中一貫校導入など、長期的課題に継続して取り組む仕組みはどのように担保されていますか。県や国から期限が示されている課題について、スピード感ある対応をこの体制の中でどのように実現しようとされますか。公平性を保つという交代制のメリットは理解しますが、変化や改革に対応できるよう、事務局交代に左右されない常設協議会や長期ビジョン共有の仕組みを設ける考えはありませんか。

○教育長（大泉志保君） 森内議員の一般質問にお答えします。まず初めに中学校のクラブ移行についてのご質問にお答えします。森内議員からも中学校部活動の地域展開にご質問をいただき、ありがとうございます。この件につきましては、先の安達議員へのご答弁で詳細にご説明いたしましたとおり、式下中学校区地域クラブ活動推進協議会を中心に検討を進めております。令和8年度からの部活動につきまして、休日の部活動は、公式戦やコンサートなどの公式行事以外は中止します。また、平日の部活動は、教職員の就業時間である16時45分までに短縮を予定しています。地域クラブへの移行につきましては、指導者が確保できた部活動から、令和13年度末までに順次移行を進めます。また、指導者の確保が難しい部活動については、完全廃止となる見込みです。今後の取り組みにつきましては、令和7年度中には子どもたちとその保護者へ向けた説明会とアンケートを実施します。引き続き、子どもたちの活動機会を確保できるよう努めてまいります。

続きまして、式下中学校組合の運営体制、事務局が二年ごとに交代する仕組みについてのご質問にお答えします。式下中学校の運営体制についてご質問いただきありがとうございます。

三宅町町史によりますと、昭和24年創立の式下中学校は、昭和23年に両町で発足した組合立の学校となりました。その後、昭和42年までは毎年管理町を交代しておりましたが、

その後2年ごとに交代することとなり、現在にいたるまで川西町・三宅町ではこの運営方式を続けております。全国的に現存する組合立学校のほとんどが、組合を構成するいくつかの市町村のうち、どこか1つの市町村が主たる管理運営をおこなうという形をとっているようですが、川西町・三宅町では2年ごとに管理町を交代するという運営方式を先人たちが守り続けてきたのは、両町が公平に学校の管理運営に携わることを大事にされてきたからなのかもしれません。

以上をふまえて、議員の3つのご質問に回答いたします。

まず、2年ごとに事務局が交代する体制で長期的課題に対応できるのかというご質問ですが、たしかに、これまでと違い、様々な教育課題と向き合っていくことが増えておりますので、以前のように管理町ではない教育委員会事務局が学校運営に関与しないということではなく、昨年より、月に1回の両町教育委員会事務局連絡会を開催し、連携をはかりながらすすめております。

県や国から期限が示されている課題についての対応も、現在のところこの連携方法で対応していくことを考えております。部活動の地域移行の問題のような大きな問題については、両町で特別に連携会議を設けて対応しているところです。

最後に、抜本的にこの運営方式について見直す考えにつきましてはですが、この運営方法に近年課題が感じられるようになってきたことはたしかであり、事務局交代に左右されない別の仕組みについては、文科省に問い合わせをするなど、両町でそれぞれではありますが模索をしているところです。

○5番議員（森内哲也君） ご回答ありがとうございます。確認させてください、クラブ移行についてです。式下中学校区地域クラブ活動推進協議会の参加メンバーは、どんな方が参加されているか教えてください。

○教育長（大泉志保君） 先ほど安達議員のご質問の時に回答させていただきましたが、両町小学校のPTA、中学校のPTA、式下中学校の校長先生、両町のスポーツ団体の代表、学校のコーディネーターの方々と構成しております。もちろん、両町の教育委員会事務局も参加しております。

○5番議員（森内哲也君） 校長先生は、小学校も中学校もという理解でよろしいですね。

○教育委員会事務局長（出口正君） そちらにつきましては、式下中学校の校長だけが参加しております。

○5番議員（森内哲也君） ありがとうございます。先日私も三宅町の総合型スポーツの会議

があって参加させてもらいました。その時に出た意見としては、やはり学校の授業以外でもクラブ活動で学ぶ子どもたちが学んだりすることがたくさんあるので、熱心な先生がこの制度、仕組みをとるときにやる気がなくなったり、教えたいと思っているのがうやむやとなったりしないように、そういった授業以外のクラブを熱心にされていて、子どもたちに学んでほしいと思っている先生がやる気をなくしたりしないような仕組みを取り入れてほしいなどおっしゃっておられましたので、この場でお伝えをさせていただけたらと思います。

質問の方は、体制2年の方に移らさせていただきます。先人たちが式下中学校を作った下さって、管理体制を交替でやってきましたという話でしたが、我々川西町、三宅町、もしかすると当時は村だったかもわかりませんが、先人たちはどういった考えで2つで中学校を作ろうと思われたのでしょうかという質問になりますが、その辺はこうですというのはないかもしれないですが、どういったことが考えられるのでしょうか。

○教育長（大泉志保君） 公式にそのことについて我々も調べてはみたんですが、公式な記録というのは残っておりません。ただ両町で長くお勤めの方とお話しする中では、いろんな方法も模索されたということは聞いております。3年に1回のほうがいいんじゃないかとか、いろんなことを何回も何回も議論を重ね、落ち着いたところがここだということ。やはり、そこには一つの、例えば完全に管理を川西町にしてしまうとか、三宅町を管理町にしてしまうとかという案もあったかと思うんですが、やはり公平にという考えられたのがこの2年に1回という形になっているのかと思います。

○5番議員（森内哲也君） すいません。私の質問の仕方が悪かったです。中学校を2つの町で1つ作ろうと思った、その時先人たちはどんなことを考えていたのだろうかという質問になります。なぜ式下中学校ができたのかということになります。これは別に教育長に回答いただかなくても、町長にこんなこと考えていたんじゃないかなということでもいいかなと思うんですけども。

○町長（森田浩司君） ご質問ありがとうございます。本当に私の感覚でも全くそのあたりはわからないというのが現実でございます。なぜこういう形になったのか、どういう協議をしてきたのか、事実も記録も残っていない中で推察も少し難しいかなと。残っているのは町史で、確か和気あいあいと決定したというのが三宅町史に残っているのがありまして、どういった内容の話し合いがされていたのか、和気あいあいと決まったのかいくら想像しても想像がつかねるところがありますので、森内議員の質問の核心のところにはしっかりとしたお答えができないということで回答とさせていただきますと思います。

○5番議員（森内哲也君） 作る必要はなかったかもしれないということによろしいのでしょうか。私はなんとなく考えるのは、やはり三宅村かな、当時川西村もあったのかもわからないですけども、それぞれの子どもたちがやはり自分の村だけではなくて隣の村のことも知ろうとか、他に違った世界があるんだよと知る、そういう環境におかれることで学べることあるんじゃないかということで中学校を2町で1つ作られたんではないかと推察するんですが、人口が減ってきます、子どもたちが減ってきます、そうするとやはりある程度複数生徒がいる中でしか学べないということがあるような気はするんですが、こちらの方は教育に詳しい教育長に、あまり人数が減ると教育環境が良くなれないというか、ある程度の人数がいてるほうがいいんじゃないかと私は考えるんですけども、その点いかがでしょうか。

○教育長（大泉志保君） その面については、両面あると思っています。少人数の学習が適している子どももいますし、少人数の方が学力が向上する結果も出ていますので、それは両面あるかなと思います。ただ、今最大のメリットではあると思います。式下中学校は両方の子どもたちがそこで出会うというのは、それは式下中学校が今持っているメリットであることは確かであると思っています。

○5番議員（森内哲也君） ありがとうございます。もしも先人たちが式下中学校を作るときのメリット、今おっしゃっていただきましたように、いろんな子どもたちが交わるというようなことから学んでほしいというようなことであれば、それぞれ三宅町でやろう、川西町でやろうというのは、先ほど齋藤議員の回答にもありましたけど、2つの町で1つということなので相談して決めて下さいという意見もありましたので、私の方もそんな風には思っております。勝手に三宅町だけ抜けたとか、川西町だけ抜けたとかいうようなことは、ちょっと混乱を招くようなことであると思っております。なので、管理体制について、長期的なビジョン、老朽化、教育方針をどうするのか、そういったところについては、私の質問にありましたが、常設の協議会をどうですかということでも言わせていただいています。先ほど定期的な会議を開きますよということもあったと思うので、それが常設として2年交替の課題をその先送っていけるようなシステム、仕組みというような考え、理解でよろしいでしょうか。

○教育長（大泉志保君） 全くおっしゃるとおりで、そのつもりで昨年度から月1回定例会を開催させていただいております。

○5番議員（森内哲也君） ありがとうございます。そういうことであれば、教育の中身というよりか、教育環境ということになりますので、我々議員あるいは住民さんも、その中でどういったことが話されていて、今後どうなっていくのかがわかるような形にさせていただけれ

ばと思います。なかなかすぐに言えないようなこともあるかと思うんですけども、そのあたりのことも考えていただきたい。長期的なビジョンを作ったりするのは、私は政治的な役割ではないかと思います。今ある環境で、子どもたちにどんな風に最高の学びを与えようかという教育的なところは教育長をはじめ、教育部門で十分考えていただくことになるかと思えますけども。どういった地域で、どういった枠組みで、枠組みを作ったりするのは政治的な判断になろうかと思えますので、首長二人おられますので、しっかりリーダーシップをとっていただけたらと思います。以上で質問を終わりとさせていただきます。

○議長（堀 格君） 森内哲也議員の一般質問を終わります。1番、川緒実希子議員。

○1番議員（川緒実希子君） 不登校対策として式下で保護者会の開催について、日本全国で不登校の児童生徒の人数が30数万人を超えています。そんな中、式下中学校でも以下のよう
に人数は年々増加の一途をたどっています。

不登校生徒に対する取り組みの現状は、式下中学校のもの、川西町のもの、三宅町のものに分けてとらえることができます。式下中学のものには校内適応指導教室ステップがあり、ここへの参加は出席日数としてカウントされます。ステップは月～金まで学校内で開催されており、3人の指導員が担当しています。指導員は幼稚園教諭と保育士資格を有する者・公認心理士・中学高校の教員免許取得者となっています。

川西町では、スバル児童館においてフリースペースきらりが不登校対策を行っていますが、ここへの参加は出席日数としてカウントされません。

三宅町では教育支援センタークラブが不登校対策を行っており、出席日数としてカウントされています。クラブは専任ではありませんが3人の職員が運営しており、家庭訪問の実施などきめ細かい対応をしています。

ところで私はこの春、三宅町が不登校の子を持つ保護者の会、茶話会を開いたことを知り、わが意を得たりと思いました。不登校の子を持つ親は、自分を責めています。自分のせいで子どもが不登校になったのではないかと苦しんでいます。親がそうした悩みから解放されて学校に行くだけが人生じゃないと思ったとたんに子どもが学校に行くようになったという話もよく聞きます。親を孤立させない・責めない・安心させることが不登校対策としてまず大切だと思います。ですから保護者会を三宅町単独ではなく川西町と合同で、できれば中学だけでなく小学校の児童の親御さんにもウィングを広げて開催してはどうかと思いますが、管理町長の所見を伺います。

希望者には学びの補償をすべきではないかについて、式下中学校内に設けられている校内

適応指導教室ステップは、不登校の生徒が在籍学級への復帰を目指すための支援を行う場です。支援の中身には当然学習面のフォローも含まれるはずですが、残念ながらステップでは学習支援を受けることができません。そうすると、不登校の子どもが学習支援を受けたい場合は、民間のフリースクールや通信教育を受ける必要が出てきます。もちろんそれは有料です。いまずぐにニーズがあるかということそうではないかもしれませんが、要望があった場合、コロナ禍で学校が閉鎖された時のように、不登校の子供たちがオンラインで授業を受けることを保障してはいかがでしょうか。管理町長の所見を伺います。

○教育長（大泉志保君） 川鯨議員の一般質問にお答えします。まず初めに、不登校対策として式中で保護者会開催をのご質問にお答えします。議員お述べのとおり、不登校の子どもをもつ保護者の会は、悩みをかかえる保護者を孤立させない、責めない、安心させる、という視点で、とても大切な取り組みです。そういう思いで、この春、三宅町G-LOVEが主催で保護者会を開催をいたしました。式下中学校に通う2名の生徒の保護者と、茶菓子を交えて和気藹々と談話をさせていただきました。もともとG-LOVEには三宅町・川西町どちらの在住であっても関係なく式下中学校の生徒が通えるようになっており、たまたま春の保護者会では三宅町在住の方ばかりだったというだけで、今後は川西町在住の方の参加もあればいいと思っています。小中も当然関係はありません。ただ、それは両町で合同で開催するのがいいのか、お互いの町で身近なほっとする場所でそれぞれの町で開催するのがいいのかは一考の余地があります。

また、全国のいろいろな場所で行われているそういった取り組みは、教育委員会が主催しているのではなく、実際に不登校を体験してきた方やその保護者の方など、学校とは直接関係のない方がそういう会を催しておられるケースも多い理由も理解できます。こういった会がとても良いことであるのは間違いありませんし、今後も続けていきたいですが、両町の教育委員会が合同で、つまり組合教育委員会の主催で春に開催した保護者の会を拡げることについては丁寧に考えるべきだと思っております。

続きまして、希望者には学びの補償をすべきではないかのご質問にお答えします。小中学校に設置されている、校内フリースクールとも呼べる教育支援センターには、それぞれの町費で支援員を常駐させ、児童生徒がいつでも利用できる状態にできているのは、不登校対策には有効な手段の1つではあると思います。なお、式下中学校のステップについては、議員がお述べの、在籍学級への復帰を目指すための支援を行う場という機能だけをもつとは考えていません。もちろんそういう段階の生徒もいますが、学校に適応できていない生徒を適応

させるための教室ではなく、教室に入れなくても、別のほっとできる場所という意味で設置している教室です。ですから最近では校内適応指導教室という呼び方はあまりしていません。そしてこの校内支援センターステップには、ステップだけで生活する生徒、ある時間だけステップを使う生徒、集団の中にずっといるのがしんどくて少し一人で学習する時間がほしい生徒、休憩してエネルギーを蓄える生徒など、そのニーズはさまざまです。

そして、そこに通う生徒が学びのアクセスがまったくできていないかということも決めてありません。学校閉鎖が行われたあのコロナ禍の時と同様、生徒から要望があった場合はオンラインで授業を受けることも実際に行われています。不登校対策の鍵は学びへのアクセスを大事にすることだという議員のお考えはまったくそのとおりだと思っております。

○1番議員（川鰭実希子君） ご回答ありがとうございます。2、3、再質問させていただきまます。まず、前段の保護者会についてなんですけども、その保護者会というのを両町合同で開催するのがいいのか、お互いの町で身近なホットする場所でそれぞれの町で開催するのがいいのかは一考の余地がありますということですが、私見解を異にしまして、そもそも面積からいっても人口からいっても一つの校区からいっても、三宅町と川西町って1つの町で全然問題ないサイズなんですよね。たぶん、不登校のお子さんたちの人数も、1つの学校区であればそれほど突出して多すぎることもないと思いますので、出来ればそういった、保護者会ってそもそも何のためにやるかなんですけど、やはり孤立させないっていうのが大事で、先ほど教育長もおっしゃってましたが、そういう子どもを抱えてる親御さんって本当に不安だと思うんですね。そういう話を聞いている人を求めているでしょうし、何らかのアドバイスをしてくれる人、経験談とかをとっても求めていると思うんですよ。とてもいいことでこの春やったんだけども、やっぱり三宅町レベルでは2、3人しか来ないと思うんです。そこにその倍の5、6人来たら、それだけ情報を交流できる対象が増え、心強さも増えていくと思うんですね。そういうこと私にもあったよ、私はその時こういう風に考えたよという声が1人の声だけではなくて、2人、3人という風に広がることで保護者の不安が軽減されると思いますので、そういう観点からも、今すぐに取り組むことは難しいかもしれませんが、ゆくゆく両町教育委員会でやっていただけたらと思うんですけどもいかがでしょうか。

○教育長（大泉志保君） 今のことは本当に参考にさせていただきたいと思っています。私は当初考えとしては、例えば、前はM i i M oで開催しましたが、川西町にお住まいの方がなかなかM i i M oに来るのがハードルが高いのではないとか、逆の場合もあるんじゃないとか考えておりましたので、先ほどのように答弁をさせていただきましたが、議員の

お考えもよくわかりましたので、そこは両町で検討していきたいと考えております。

○1番議員（川鱒実希子君） 2点目の学びの補償についてなんですけども、この校内支援センター、昔は校内適応指導教室と言っていたのが、最近は文部科学省が言い方を変えまして校内教育支援センターというようになっています。それは略称SSRというらしくて、スペシャルサポートルーム、つまり特別なサポートをするお部屋ということですね。そこが具体的にどんなことをする位置づけかというと、学習支援だけでなく、生活指導、集団生活への適用、心のケア、在籍クラスとの連携と調整を行う場所とされているそうです。やはり長く不登校だったお子さん、不登校というのは、文科省の定義で年間30日以上のお休みを取った子なんですけど、先ほどの表だと年間90日以上欠席した生徒もかなり多いんですね。そのように長期の欠席をしてるお子さんは、やはりまず生活指導、朝ちゃんと決まった時間に起きて決まった時間に寝るとか、集団生活に馴染んでいくとか、それから心のケアが大事だと思っています。それで心のケアの問題なんですけど、式中ではスクールカウンセラーが月1回県から派遣されているとお聞きしています。スクールカウンセラーですから、不登校の子どもだけを扱うだけではなく、日常的ないじめの相談とかにも乗ったりとかすると思うんですが、それ以外に、三宅町にはスクールソーシャルワーカーとかもいるようなんですけど、どんな風に心のケアってされているんでしょうか。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。スクールカウンセラーは県の派遣ですので、確かに月に数回というふうには伺っていますが、先ほど申し上げました三宅町のスクールソーシャルワーカーは、今年度から両町で相談をさせていただきますして、校長とも相談をさせていただきますして、平日普通は週に1回は職員室に入らせていただいて、職員室に机も設けさせていただきますして、式中に在駐という形をさせていただきますしてあります。そこで子どもたちに直接スクールソーシャルワーカーがお話する場面もありますし、先生の中でのケース会議に必ず参加していただいて子どもの状況を一緒に把握していただいているということをスクールソーシャルワーカーにさせていただきますしてあります。それから、式下中学校は保健室が非常に開放的で、保健室の先生がととても一生懸命子どもたちの話を聞いていただいていますし、それからもう一つ特徴的なのは校長室でも中川校長先生が子どもたちの勉強を教えてくださいたりとか、なかなか教室に入りにくい子どもたちを校長室で話を聞いていただいたりとか、いろんな方法でいろんな教室でいろんな場所で、ステップだけではなくていろんなところで子どもが話を聞いていただいているのはとてもいいことだなと思っています。

○1番議員（川鱒実希子君） ありがとうございます。そういう点はたいへんきめ細かくて

いい制度というかいい形をつくられてるなと思います。ただあの、オンラインで授業を行うことも実際に行われていますと先ほどの回答にあったんですけど、オンライン授業というのはどれぐらい前まで遡って聞けるようになっているんですか。

○教育長（大泉志保君） それは教科によってオンデマンドという形で残している教科もあるとは聞いていますが、基本的にはオンラインの授業はリアルタイムで教室においているカメラをそのままステップ教室にながしているというふうに聞いております。

○1番議員（川鱒実希子君） そうですよ、オンラインの意味はそもそもそうだと思います。ただやはり、先ほども述べましたように、長期にわたり欠席しているお子さんはお勉強の方もわからなくなっていると思うんですよ。ようやく心のエネルギーがチャージできてきて、そろそろ学校へ行こうかなとなった時には学習の遅れというのが課題となってくると思うので、そこで公文行ってくださいとかトライに行ってくださいとかではなく、やはり義務教員段階のお子さんなので、町が学校が責任をもってそういう子をそういう子の学びを、遅れを取り戻させてあげるというのが必要だと思いますので、そういうのって学校の先生だと、数学の先生なら数学、国語の先生なら国語というふうに、教科専科の専門的な先生が多いんですけど、学習塾の先生というのは一人で五教科見る人ってざらにいるんですよ。だから、そういうのが必要になった場合は、そのような人にもアプローチして教えられる体制、学べる体制っていうのを作っていただきたいと思います。最後にこれだけ聞いて終わります。

○教育長（大泉志保君） これもほんとに両町で相談をして、検討してまいりたいと思っております。

○議長（堀 格君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎管理町長挨拶

○議長（堀 格君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。閉会にあたり、森田管理町長より挨拶を受けることにします。

○管理町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年9月川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、本定例会に提出いたしました、令和6年度の決算認定1件、議案4件、承認1件、同意2件の重要案件について、慎重審議を賜り、全議案についてご可決、ご同意を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今議会では、令和6年度決算の認定を賜ったものでございますが、教育予算は、生

徒の健全な成長と教育の質を維持するために非常に重要な予算です。特に、全ての子どもたちに質の高い教育を提供する教育の機会均等を柱に、最近では、教育の働き方改革や、多様化する教育ニーズに対応することは、未来を担う子どもたちへの重要な投資であると考えます。ただし、学校施設の老朽化や、新たな教育のための財源の確保など、解決すべき課題も浮き彫りになってきています。このような中、行政としましては、議会での議論や一般質問等を真摯に受け止め、行政や教育効果の最大化を図るとともに、財政健全化についても両立していく必要があります、これからも、管理町長として、議会との連携を密にし、中学校教育の発展に努めて参る所存でございます。

今後も、議員皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康に十分ご自愛頂き、なお一層のご活躍を祈念申し上げます、令和7年9月川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 格君） これをもちまして、令和7年川西町・三宅町式下中学校組合議会第2回定例会を閉会します。

議員各位には、慎重にご審議賜り、ありがとうございました。

（午後4時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7年 9月24日

川西町・三宅町式下中学校組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

